

東総地区広域市町村圏事務組合公告第8号

次のとおり郵送・事後審査方式制限付一般競争入札に付する。

令和元年6月21日

東総地区広域市町村圏事務組合
管理者 明智忠直

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事名 | 広域ごみ処理施設建設に伴う水路改修工事 |
| (2) 工事を施工する場所 | 銚子市小船木町1丁目地内 |
| (3) 工事期限 | 令和元年10月31日まで |
| (4) 工事の概要 | 工事延長 L = 36.3 m
舗装面積 A = 22.0 m ²
U形側溝 1000×1000 L = 7.0 m
" 300×300 L = 28.0 m
集水柵 1000×1000 H1300 1箇所 |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 最低制限価格 | 無 |
| (7) 支払条件 | 一括払い |
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 免除 |
| (10) 契約書の作成 | 必要 |

2 参加資格

下記の全てを満たしていること。

- (1) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）いずれかの令和元年度入札参加資格者名簿に登載（登録部門：建設工事、希望業種：土木工事一式）されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則、旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱）に基づく指名除外措置を、当該入札の公告日から開札日までの間、受けていないこと。
- (2) 当該業種の格付が、関係市いずれかでB等級であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該入札の公告日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 関係市の市税に滞納がないこと。（法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）
 - (5) 公告日現在において、関係市内に本支店があること。
 - (6) 現場代理人は、本工事の入札日現在、直接的かつ3か月以上の恒常的雇用関係にある者を配置すること。
 - (7) 工事の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する主任技術者を配置できること。また、主任技術者は本工事の入札日現在、直接的かつ3か月以上の恒常的雇用関係にある者に限る。なお、現場代理人と主任技術者は、兼務することができる。

3 設計図書等の貸出

- (1) 貸出方法 東総地区広域市町村圏事務組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者にはのみ、組合施設整備課において印刷物を配付するものとする。
印刷物及び参考図書の貸出を申請する場合は、施設整備課に電話で貸出日を予約し、設計図書貸出申請書（第4号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。
- (2) 貸出期間 公告日から令和元年7月1日（月）午後5時まで
※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課
千葉県銚子市若宮町1番地の1（銚子市役所4階）
電話番号0479-24-8101

4 設計図書に関する問い合わせ

- (1) 質問受付期限 公告日から令和元年6月28日（金）正午まで
- (2) 質問書提出方法
質問は、書面（様式任意）によるものとし、組合施設整備課宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）を添付して提出すること。また、質問を送付した旨、電話連絡をすること。
- (3) 質問受付先 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課
電話番号 0479-24-8101

ファックス 0479-22-3466

電子メールアドレス toukou-seibi@tksj.jp

- (4) 質問があった場合のみ、令和元年7月1日（月）午後5時までに、組合ホームページの入札情報関係に掲載する。（URL:<http://www.tksj.jp/>）

5 入札書の提出（第1号様式）

- (1) 入札方法 郵送のみ（郵便書留又は簡易書留のいずれか）
- (2) 入札書郵送到着期限 令和元年7月8日（月）午後5時必着
- (3) 入札書郵送先 〒289-2521
千葉県旭市ハの612番地の1
東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話番号0479-62-3305
- (4) 添付する書類 入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書に添付すること。
- (5) 留意点 入札金額は、消費税相当額を含まない総額とする。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年7月10日（水）午前10時00分から
- (2) 場 所 東総地区広域市町村圏事務組合大会議室
（千葉県旭市ハの612番地の1）
- (3) 開札の立会い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日に組合が指定する委任状を提出すること。また、開札日の前日までに組合総務課（電話番号0479-62-3305）へ開札の立会いをする旨の連絡をすること。委任状の様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領を参照すること。

7 落札候補者となった場合に提出する書類

- (1) 落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。
- ア 提出期限 令和元年7月12日（金）午後5時まで
- イ 提出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
千葉県旭市ハの612番地の1
- ウ 提出方法 直接持参
- (2) 提出書類
- ア 入札参加資格審査申請書（第5号様式）
- イ 建設業許可通知書の写し

ウ 現場代理人、配置予定技術者との雇用関係を確認できるもの（保険証等の写し）

エ 配置予定技術者の資格を確認できるもの

オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

カ 関係市内に本支店または営業所がある場合は、市税の完納証明書（提出以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写し）

8 その他

- (1) 本入札の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領及び東総地区広域市町村圏事務組合入札約款を参照すること。